附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に受けた法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）により表示が付されたこの省令による改正前の設備規則第四十九条の十四に規定する無線局の無線設備（一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下又は二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備に限る。）については、この省令による改正後の設備規則第九条の四、第二十四条及び第四十九条の十四に規定する条件に適合するものとして当該表示が付されたものとみなす。

3　この省令の施行の日前に受けた改正前の証明規則第二条第一項第十九号の五、第十九号の六及び第十九号の九から第十九号の十一までの無線設備に係る技術基準適合証明等は、それぞれ、改正後の当該各規定の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

4　この省令の施行の日前になされた改正前の証明規則第二条第一項第十九号の五、第十九号の六及び第十九号の九から第十九号の十一までの無線設備に係る技術基準適合証明等の求めについては、それぞれ、改正後の当該各規定の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。

○厚生労働省令第三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十九条第二項の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（法第八十九条第二項の厚生労働省令で定める基準）

第七十五条の二　法第八十九条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項とする。

一　当該事業所において訪問看護に従事する看護職員の員数が、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第二条に規定する員数を満たすものであること。

二　当該事業所の管理者が、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第三条に規定する管理者であること。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項に後段として次のように加える。

これを変更した場合も、同様とする。

第十八条第三項を削る。

第二十二条の見出し中「漁ろう装置」を「漁ろう装置等」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「もつぱら」を「専ら」に、「みずから」を「自ら」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条に次の二項を加える。

2　農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3　第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

第二十八条の二第二項中「前項」を「第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、「当該操業日誌」の下に「又はその写し」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　指定漁業（大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に係る船舶の船長は、前項の操業日誌をその最後の記載をした日から三年間当該船舶内に保存しなければならない。

第三十一条の二中「条約（」の下に「平成十七年条約第九号。」を加える。

第三十一条の五中「別表第四第十一号の項」を「別表第五第十一号の項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（中西部太平洋オブザーバーの乗船）

第三十一条の六　大中型まき網漁業者は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業する場合であつて、農林水産大臣が中西部太平洋条約を実施するため必要があると認めて中西部太平洋条約第二十八条4に規定するオブザーバー（以下この条において「中西部太平洋オブザーバー」という。）を当該許可に係る船舶に乗船させることを命じたときは、当該命令に従つて中西部太平洋オブザーバーを乗船させなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3　第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。